

第3817号議案

第3818号議案

第3819号議案

# 第238回福岡県都市計画審議会議案

令和4年2月17日（木）



第3817号議案

3 都 第 2 5 0 8 号  
福岡県都市計画審議会 殿

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の事項について付議します。

福岡広域都市計画区域区分の変更について

令和4年2月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 福岡広域都市計画区域区分の変更

福岡広域都市計画区域区分を次のように変更する。

(変更内容及び変更理由)

別紙の通り

# 福岡広域都市計画

## 区域区分の変更

令和 年 月 日 告示

福 岡 県

## 福岡広域都市計画区域区分の変更（福岡県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

### 1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

### 2 人口フレーム

区 分	年 次	平成27年 (基準年)	令和7年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口		2,393千人	2,540千人
市街化区域内人口		2,272千人	2,419千人
配分する人口		-	2,310千人
保留する人口		-	110千人
（特定保留）		-	0人
（一般保留）		-	110千人

(注) 四捨五入の関係で計算が合わない場合がある。

## 理 由 書

本都市計画区域は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」における「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」として、「区域区分」を定めることとしています。

今回の見直しは、計画的な市街化が確実と見込まれる2地区について市街化区域に編入するものです。

# 福岡広域都市計画総括図(篠栗町)

凡例	面積	外部の指定 用途の種別
第一種住居地域	約119ha	1.0M
第一種中高層住居専用地域	約91ha	
第二種住居地域	約124ha	
第二種中高層住居専用地域	約17ha	
近隣商業地域	約12ha	
商業地域	約19ha	
準工業地域	約42ha	
工業地域	約17ha	
工業専用地域	約8ha	
準防火地域		
都市計画区域	約17ha	
地区計画区域		
都市計画道路		
市街化区域		
都市下水路		
行政界		
市界		
公道		
ゴミ処理施設		

区画	名称	延長	告示
2-2-1	田中公園	約1.2km	平成29年10月27日
2-2-2	西浦公園	約1.2km	平成29年10月27日
2-2-3	西浦公園	約1.2km	平成29年10月27日
2-2-4	西浦公園	約1.2km	平成29年10月27日

区画	名称	延長	告示
3-2-1	国道201号	約1.2km	平成29年10月27日
3-2-2	乙次上野原	約1.2km	平成29年10月27日
3-2-3	乙次上野原	約1.2km	平成29年10月27日
3-2-4	乙次上野原	約1.2km	平成29年10月27日

区画	名称	延長	告示
3-4-1	乙次上野原	約1.2km	平成29年10月27日
3-4-2	乙次上野原	約1.2km	平成29年10月27日
3-4-3	乙次上野原	約1.2km	平成29年10月27日
3-4-4	乙次上野原	約1.2km	平成29年10月27日

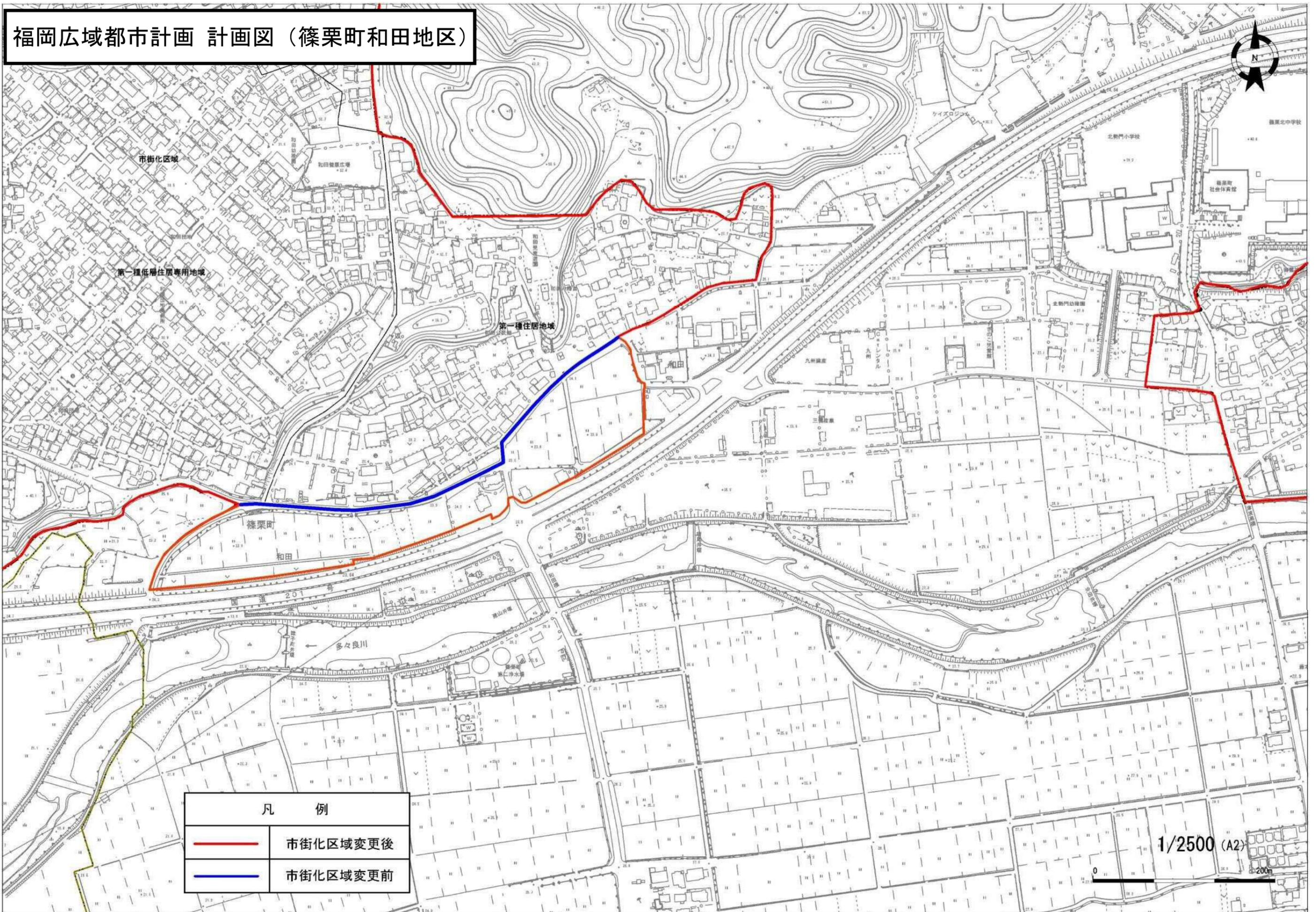
地区名 和田地区  
面積 約4.0ha  
予定用途 第一種住居地域  
変更理由 土地区画整理事業

株式会社日航コンサルタント調製

1:10,000  
この図面は、平成29年1月に確定したものである。

A3では縮尺は異なります

# 福岡広域都市計画 計画図（篠栗町和田地区）



凡 例	
	市街化区域変更後
	市街化区域変更前

1/2500 (A2)



# 福岡広域都市計画総括図(粕屋町)

平成三十年三月印刷



行政区域 1,413ha  
 都市計画区域 1,413ha  
 市街化区域 691ha  
 市街化調整区域 722ha

福岡都市計画区域に編入  
 昭和42年9月16日  
 福岡都市計画市街化区域及市街化調整区域の決定告示  
 昭和45年12月28日福岡県告示第1177号  
 福岡広域都市計画に名称変更  
 平成29年1月24日

凡	表示	備考
行政区界	---	
都市計画区域界	---	
用途	第一種低層住居専用地域	緑色
	第二種低層住居専用地域	黄緑色
	第一種中高層住居専用地域	黄色
	第二種中高層住居専用地域	オレンジ色
	第一種住居地域	赤色
	第二種住居地域	赤茶色
地域	近隣商業地域	茶色
	商業地域	赤茶色
	準工業地域	紫色
	工業地域	濃い紫色
交通	道路	白線
	鉄道	黒線
施設	公園	緑色
	ゴミ焼却場	赤色
	下水処理場	赤色
その他	1号多々良川	赤色
地区計画区域等	---	

### 高度地区とは

非難地の確保の保全あるいは土地の利用の増進を図るため、用途地域内において建築物の高さの最高限度または耐風限度を定めるものです。

本図では、最高限度の制限として第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域と第二種住居地域の一部に第二種15m高度地区を指定しています。(軒の高さが7メートル未満のもの除く。)

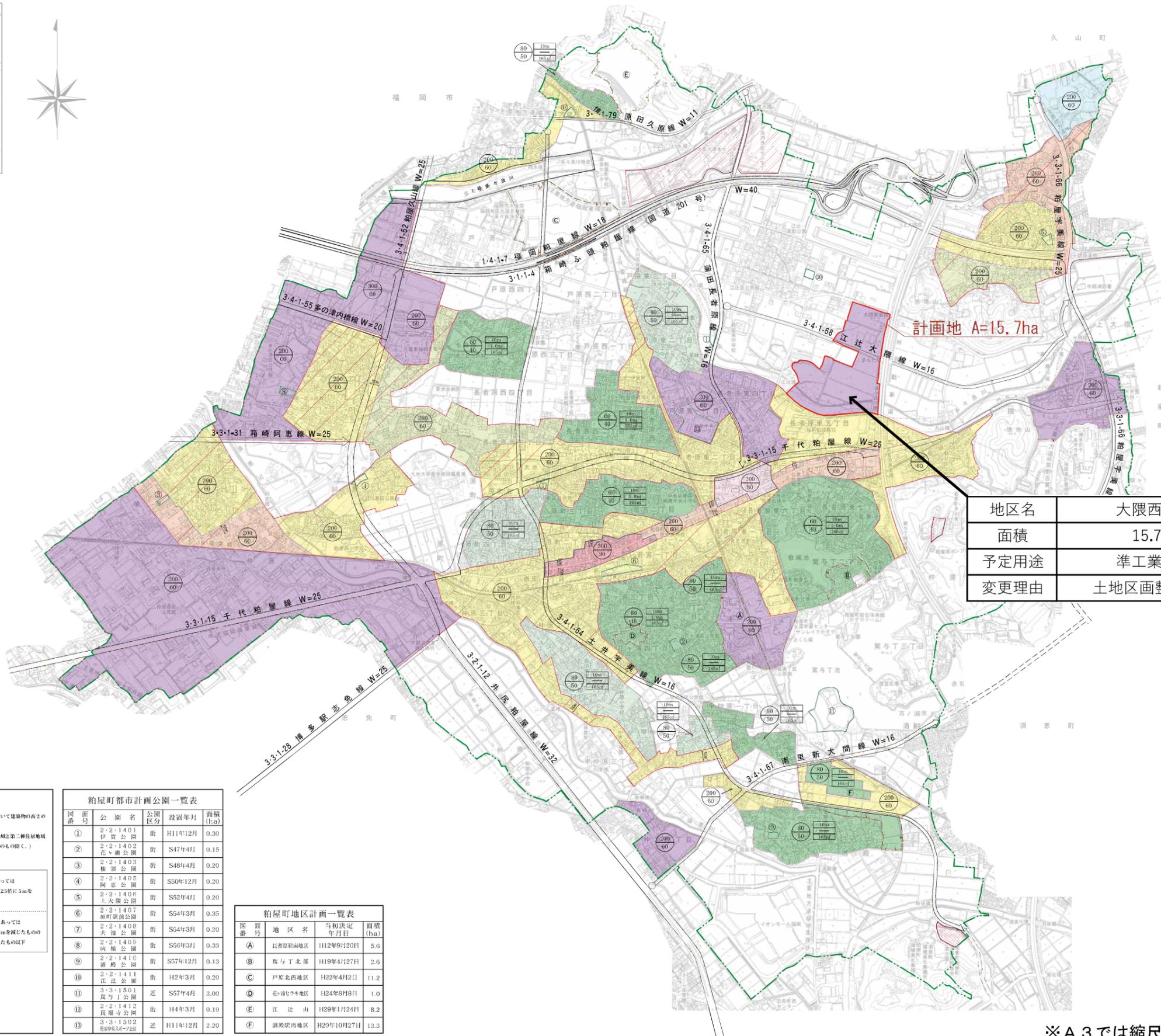
第一種 15メートル高度地区	北側隣接地等 (前後道路がある場合は 反対側の境界線)より水 平距離が	1.8m以下の範囲内においては 当該水平距離から1.25倍に5mを 加えたもの以下  2.8mをこえる範囲内においては 当該水平距離から1.8mを加えたもの 0.5倍に15mを加えたもの以下
-------------------	--	---

### 粕屋町都市計画公園一覧表

図番	公園名	公園区分	設置年月	面積 (ha)
①	2-2-1401 伊賀公園	街	H11年12月	0.30
②	2-2-1402 花ヶ浦公園	街	S47年4月	0.15
③	2-2-1403 柳瀬公園	街	S48年4月	0.20
④	2-2-1405 阿恵公園	街	S50年12月	0.20
⑤	2-2-1406 大隈公園	街	S52年4月	0.20
⑥	2-2-1407 原町公園	街	S54年3月	0.35
⑦	2-2-1408 大濠公園	街	S54年3月	0.20
⑧	2-2-1409 内桶公園	街	S56年3月	0.33
⑨	2-2-1410 酒殿公園	街	S57年12月	0.13
⑩	2-2-1411 江辻公園	街	H2年3月	0.20
⑪	3-3-1501 塚与公園	近	S57年4月	3.00
⑫	2-2-1412 長福寺公園	街	H4年3月	0.19
⑬	3-3-1502 龍王寺公園	近	H11年12月	2.20

### 粕屋町地区計画一覧表

図番	地区名	当初決定年月日	面積 (ha)
A	長者原南地区	H12年9月20日	5.6
B	塚与北東部	H19年4月27日	2.6
C	戸原北西地区	H22年4月2日	11.2
D	志々雄地区	H24年8月8日	1.0
E	江辻山	H29年1月24日	8.2
F	瀬瀬西地区	H29年10月27日	13.3



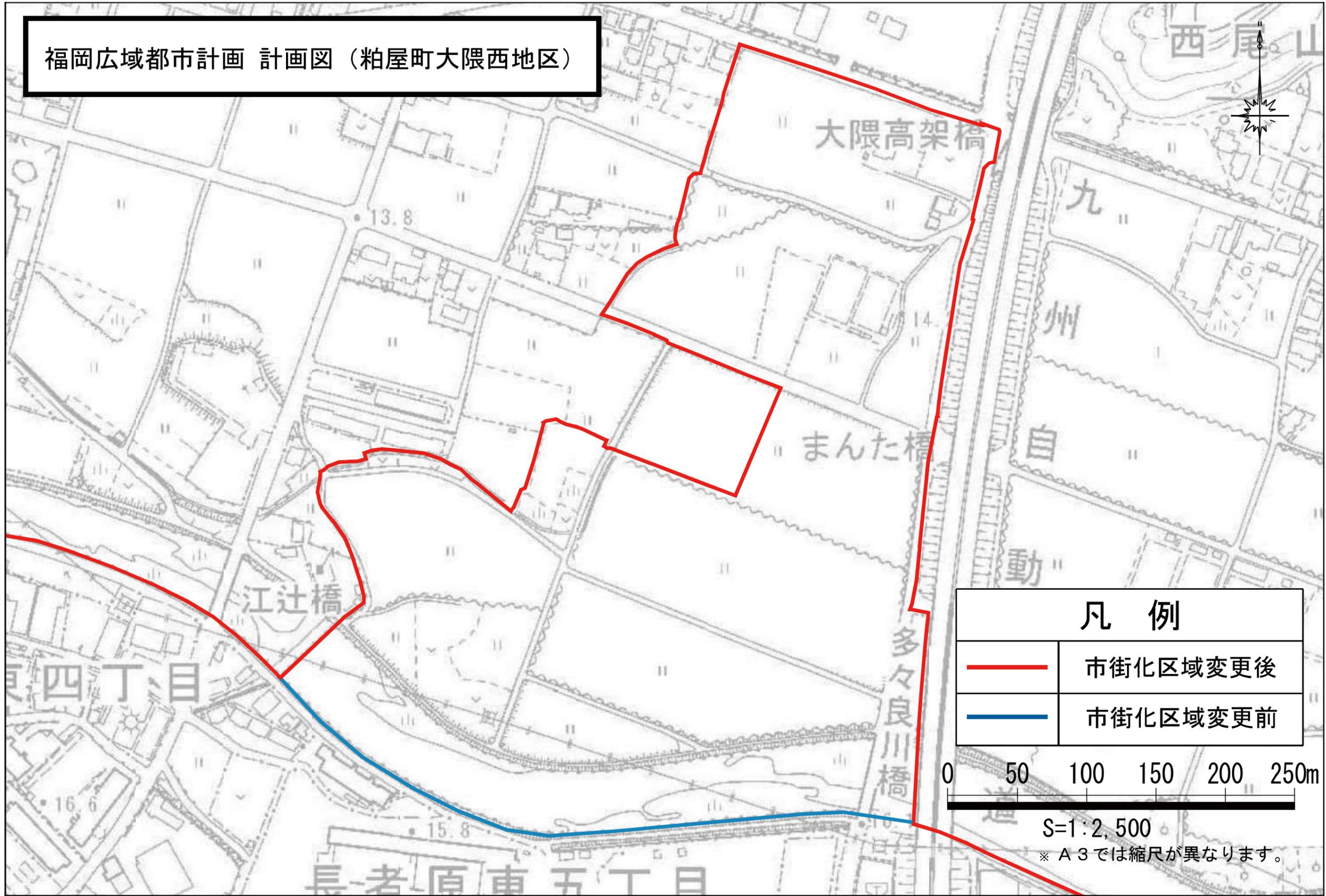
地区名	大隈西地区
面積	15.7ha
予定用途	準工業地域
変更理由	土地区画整理事業

※A3では縮尺が異なります。

※本図は、平成30年3月現在の福岡広域都市計画の粕屋町域の概略を示したものであります。(地形図は平成29年9月現在) 詳細については、粕屋町都市計画課で確認してください。

粕屋町

福岡広域都市計画 計画図（粕屋町大隈西地区）



凡 例	
	市街化区域変更後
	市街化区域変更前



S=1:2,500  
 ※ A3では縮尺が異なります。

第3818号議案

3 都 第 2 5 0 8 号  
福岡県都市計画審議会 殿

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の事項について付議します。

北九州広域都市計画区域区分の変更について

令和4年2月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 北九州広域都市計画区域区分の変更

北九州広域都市計画区域区分を次のように変更する。

(変更内容及び変更理由)

別紙の通り

# 北九州広域都市計画

## 区域区分の変更

令和 年 月 日 告示

福 岡 県

## 北九州広域都市計画区域区分の変更（福岡県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

### 1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

### 2 人口フレーム

区 分	年 次	平成27年 (基準年)	令和7年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口		1,036千人	984千人
市街化区域内人口		990千人	944千人
配分する人口		-	939千人
保留する人口		-	5千人
（特定保留）		-	0人
（一般保留）		-	5千人

(注) 四捨五入の関係で計算が合わない場合がある。

理 由

別紙のとおり

## 理 由 書

本都市計画区域は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」における「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」として、「区域区分」を定めることとしています。

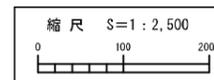
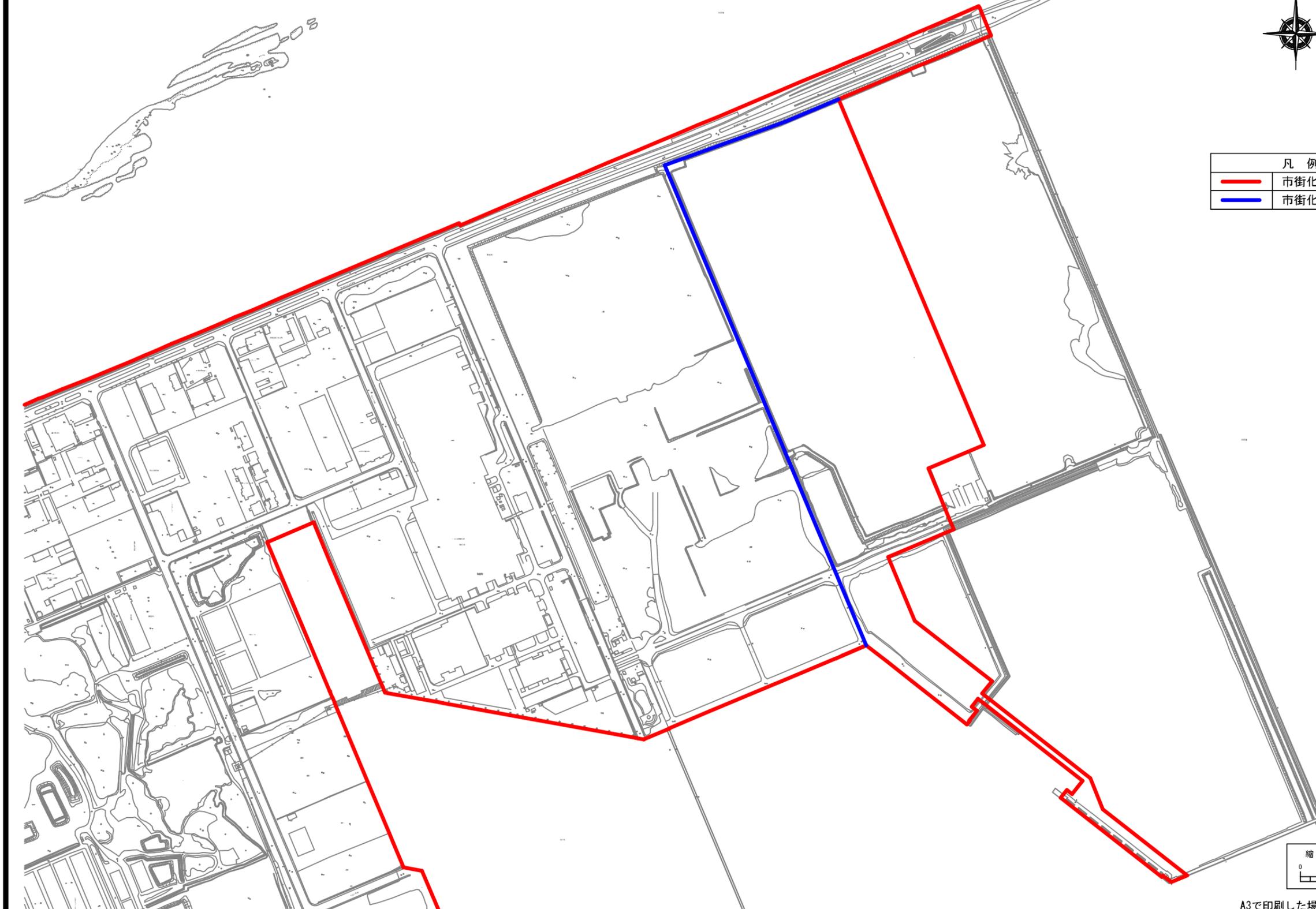
今回の見直しは、公有水面埋立竣功に伴い、計画的な市街化が確実に見込まれる1地区について、市街化区域に編入するものです。



北九州広域都市計画 計画図（苅田町新松山臨海工業団地地区）



凡 例	
	市街化区域変更後
	市街化区域変更前



A3で印刷した場合縮尺が異なります

第3819号議案

3 都 第 2 5 0 8 号  
福岡県都市計画審議会 殿

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の事項について付議します。

北九州広域都市計画臨港地区の変更について

令和4年2月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 北九州広域都市計画臨港地区の変更

北九州広域都市計画臨港地区を次のように変更する。

(変更内容及び変更理由)

別紙の通り

## 北九州広域都市計画臨港地区の変更（福岡県決定）

北九州広域都市計画臨港地区を次のように変更する。

名 称	面 積
北九州広域都市計画 臨港地区	923.9

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

### 理 由

公有水面埋立の竣功により、新たに臨港地区に指定すべき区域が生じたため。



北九州広域都市計画 計画図（苅田町新松山臨海工業団地地区）



凡 例		
	臨港地区	変更前
	臨港地区	変更後

